平成２４年（フ）第１８６号
静岡県牧之原市新庄140番地１、旧住所静岡県御前崎市御前崎22番地の９
債務者　川口　圭介
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹川　英辰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０００号
東京都練馬区豊玉南３丁目27番30―107号、住民票上の住所東京都練馬区豊玉南２丁目22番14号　川原方
債務者　高橋　　豊
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多田真之介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６号
長崎県長崎市ダイヤランド２丁目16―６、住民票上の住所福岡県福岡市西区愛宕２丁目12番16―1201号
債務者　濵本　一也
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川端　克成
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
熊本市中央区下通２丁目３―23メゾンドシャワーどおりマンション502、住民票上の住所熊本市北区植木町滴水32番地１
債務者　江口　秀男
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　晃一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
大分市王ノ瀬２丁目３番12号　フォレストメゾンⅡ101
債務者　上田奈々恵
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
債務者　河野　　浩
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　優太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
債務者　河野希佐子
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　優太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８００号
名古屋市守山区苗代１丁目13番５号　サニーコート苗代106号
債務者　前口　友男
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇佐美卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
愛知県蒲郡市八百富町14番26号
債務者　福井　　勲
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高和　直司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２２１８号
大阪市平野区瓜破西３丁目４番36号
債務者　正美塗装工芸こと　髙橋　正治
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　欣也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３７号
大阪府松原市北新町３丁目15番10号、住民票上の住所大阪府松原市天美東８丁目14番27―302号
債務者　さつき薬局こと　谷髙純一郎
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　信二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
札幌市中央区南12条西23丁目１番35―111号
債務者　楠野　宏一
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末長　宏章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１３号
札幌市中央区南７条西７丁目1033番地47　レオパレス21リベーエル202号
債務者　高谷　晴代
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　見野　彰信
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５３７号
札幌市中央区宮の森３条５丁目２番２―102号
債務者　三宅　美紀（旧姓公平）
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１４号
札幌市南区澄川３条５丁目３番４号　コーポふみ205号
債務者　春木　英二
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９９号
札幌市白石区菊水２条１丁目７番14号　ノースランド菊水202号
債務者　石川　道子
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３８号
札幌市東区北32条東２丁目１番14―502号
債務者　高松　　淳
１　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部